

第31回

島原市農業委員会総会議事録

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については削除しています。

平成25年12月26日(木)午後4時00分より
於：島原市有明庁舎3階大会議室

31回 島原市農業委員会総会

1. 開会日時 平成25年12月26日(木) 16時00分
2. 閉会時間 平成25年12月26日(木) 16時52分
3. 開催場所 有明庁舎 3階大会議室
4. 出席委員者の数 29名
5. 欠席委員者の数 2名
6. 議案
 - 第1号議案 農地法第3条(耕作権設定)の規定による許可申請について
 - 第2号議案 農地法第3条(所有権移転)の規定による許可申請について
 - 第3号議案 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について
 - 第4号議案 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 第6号議案 非農地証明願について
 - 第7号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について
7. 報告事項
 - 報告第1号 合意解約通知書について
 - 報告第2号 使用貸借解約通知書について
 - 報告第3号 農地法第5条の規定による許可申請の取下申立書について

16時00開始

議長

只今より、第31回島原市農業委員会の総会を開催します。

本日、・・・番・・・委員、・・・番・・・委員
は所要の為、欠席との連絡がっております。

農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により、定足数に達しておりますので総会は
成立しております。

議事録署名委員の指名につきましては、島原市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により、議長が指名することになっており、

・・・番　・・・・・・・・委員、・・・番　・・・・・・・・委員を指名します。

議長

第1号議案、農地法第3条(耕作権設定)の規定による許可申請の1番及び2番を上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局

1番の使用貸人は、・・・・・・・・の・・・・・・・・さんで、後継者の・・・・・・・・さんに経営移譲するための申請です。

耕作面積は、5,189平方メートルで、農機具は、トラクター1台、管理機1台、軽トラック1台、動噴1台などの農業機械器具を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

次に、2番の賃貸人は、・・・・・・・・の・・・・・・・・さんで、賃借人は、株式会社　・・・・・・・・　代表取締役　・・・・・・・・さんで、畑9筆、11,197平方メートル、田2筆、3,021平方メートルを賃貸借するための申請です。

賃貸借後の耕作面積は、14,218平方メートルで、農機具は、トラクター4台、2tトラック3台の農業機械器具を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査委員

第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請

1番について、使用借人^{かりにん}は兼業農家で24年の農作業歴があり、使用貸人^{しょうかしにん}の父、母、妻の4人で農業を営んでおります。

今回の申請は、親から子への経営移譲で、使用貸借による耕作権設定をするということで何ら問題はありません。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

現地調査委員

第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請

2番について、賃借人は、一般の法人で代表者は25年の農作業歴があり、常時雇用者3名、

臨時雇用者6名で農業を営んでおります。
レタスを作付けしており何ら問題はありません。
ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありました、第1号議案の1番及び2番について、ご意見等はありませんか。
(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、許可することに異議ありませんか。
(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第1号議案の1番及び2番の耕作権設定は許可することに決定
します。

議長

次に、第2号議案 農地法第3条(所有権移転)の規定による許可申請の1番から3番を上程
します。事務局の説明を求めます。

事務局

1番の譲渡人は、.....の.....さん、同じく、.....の.....さん、譲受人
は、.....の.....さんで、畑3筆748平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は5,855.25平方メートルで、農機具は、トラクター2台、キャリ
ー2台、ショベル1台、トラック1台、耕耘機1台の農業機械器具を所有しており、すべての
許可要件を満たしております。

次に、2番の譲渡人は、.....の.....さん、譲受人は、子で.....さん、畑1筆
1,764平方メートルを、贈与するための申請です。

取得後の耕作面積は40,398平方メートルで、農機具は、トラクター2台、コンバイン
2台、3tトラック1台の農業機械器具を所有しており、すべての許可要件を満たしておりま
す。

3番の譲渡人は、.....の.....さん他3名、譲受人は、.....の.....さんで、
畑1筆1,297平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は11,242平方メートルで、農機具は、トラクター1台、耕運機1台、動噴1台、軽トラック1台の農業機械器具を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査委員

第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請についての1番について、譲受人は、兼業農家で8年の農作業暦があります。

父と母の3人で農業を営んでおり、牧草を作付し、通作距離は徒歩1分ということであり、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

現地調査委員

第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請についての2番について、譲受人は、農家で36年の農作業暦があります。

妻と子の3人で農業を営んでおり、水稻、レタス、大根を作付し、通作距離は500メートルということであり、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

現地調査委員

第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請についての3番について、譲受人は、兼業農家で15年の農作業暦があります。

母と妻の3人で農業を営んでおり、白菜、レタスを作付し、通作距離は徒歩で3分ということであり、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありました、第2号議案の1番から3番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案の1番から3番の所有権移転は許可することに決定します。

次に、第3号議案 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請の1番ですが、第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請の7番は 関連がありますので、同時に上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

1番の当初計画者は、・・・の・・・さんで、平成14年9月19日付け長崎県指令14島振農第3254号で資材置き場として許可がされていましたが、国道沿いに倉庫を借りることができたため、申請地を資材置き場として利用する必要がなくなり、会社の事業の一環として太陽光発電施設設置を行っており、申請地にも設置することとしたための計画変更申請です

申請地1, 333平方メートルに、太陽光発電施設(667.90平方メートル、99.96kw)を設置したいとの申請です。

申請地は、農業振興地域内の農用地外で農地の集団性が10%未満であることから、第2種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査委員

第3号議案 農地法第5条の規定による許可後の計画変更(1番)及び第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請7番の申請地は、・・・の一角にあり、北側は道路を挟んで宅地、東側は道路を挟んで農地、南側及び西側は農地となっております。

雨水は自然流下するというので、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第3号議案 農地法第5条の規定による許可後の計画変更(1番)及び第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請7番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。
(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条の規定による許可後の計画変更1番及び第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請7番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第4号議案 農地法第4条の規定による許可申請の1番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

1番の申請人は・・・の・・・さん、現在建築されている農舎用地が、株式会社・・・の店舗兼駐車場用地として貸し出すこととなったため、申請地2筆375平方メートルに木造平家建の農舎、床面積69.85平方メートルを移設したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の準住居地域であることから、第3種農地と判断しております。被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査委員

第4号議案 農地法第4条の規定による許可申請1番について、申請地は・・・の一角であり、北側は申請者の農地、東側は道路、南側及び西側は宅地となっております。

雨水は道路側溝へ、汚水は汲み取りということで、問題なしと見て参りました。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第4号議案の1番について、ご意見等はありませんか。
(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。
(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案 農地法第4条の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第4号議案 農地法第4条の規定による許可申請の2番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

2番の申請人は・・・の・・・さん、申請地1筆1, 665平方メートルに木造平家建の牛舎、床面積345平方メートル、床面積276平方メートル及び木造平家建の倉庫、床面積60平方メートルの3棟を建築したいとの申請です。

申請地は、農業振興地域内の農業用施設用地となっております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査委員

第4号議案 農地法第4条の規定による許可申請2番について、申請地は・・・の一角にあり、北側は里道を挟んで宅地、東側は申請人の農地、南側は里道を挟んで宅地、西側は里道を挟んで農地となっております。

雨水は側溝、溜桝を経由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第4号議案の2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、2番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案 農地法第4条の規定による許可申請の2番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第4号議案 農地法第4条の規定による許可申請の3番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

3番の申請人は・・・の・・・・さん、申請地4筆700平方メートルに鉄骨造2階建の倉庫、床面積241.95平方メートルを建築したいとの申請です。

申請地は、農業振興地域内の農業用施設用地となっております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査委員

第4号議案 農地法第4条の規定による許可申請3番について、

申請地は・・・の一角にあり、北側及び東側は申請者の農地、南側は農地、西側は道路となっております。

雨水は溜桝を經由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第4号議案の3番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、3番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案 農地法第4条の規定による許可申請の3番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請の1番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

1番の賃貸人は・・・の・・・・さん外3名、賃借人は福岡市の 株式会社・・・・ 代

表取締役 ……さんです

申請地7筆3,216.70平方メートル及び隣接宅地1,894.22平方メートルの合計5,110.92平方メートルを借り受け、……店舗（鉄骨造平家建）2,116.40平方メートルを建築し、駐車場2,055平方メートルを整備したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の準住居地域及び第一種住居地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査委員

第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請1番について、

申請地は……の一角にあり、北側及び東側は道路、南側及び西側は農地及び宅地となっております。

最高40センチメートルの盛土と最高80センチメートルの切土を行うため、擁壁を設ける。

雨水は溜桝を経由して道路側溝へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありました。第5号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請の2番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

2番の賃貸人は・・・の・・・さん、賃借人は・・・の・・・さんです

申請地3筆3, 288平方メートルを借り受け、太陽光発電施設(1,843.03平方メートル、49.005kw)5カ所を設置したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の用途未指定地域で、住宅等が連たんしていることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査委員

第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請2番について、

申請地は・・・の一角にあり、北側は里道を挟んで宅地、東側は農地、南側は道路を挟んで宅地、西側は宅地となっております。

雨水は敷地内の側溝、溜桝を経由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

只今、説明がありましたが、第5号議案の2番について、ご意見等はありませんか。

・・・番

この、2番の太陽光のことをございますけれども、私が一番心配するのには、隣接がこの農地よりも、その牛舎、これが西側にあるわけですよ、それで牛舎のほこりと太陽光、このパネルにそのほこりが積もった場合の問題点が出てきはしないかなと心配が1つあるわけですよ。その点、事務局の方ではどういうふうに、この被害防除計画書には、こういうふうに、うたわれてありますけれども、このところを、もうすこし詳しく説明いただければと思っております。よろしくお願いいたします。

事務局

・・・委員さんからの質問の件ですが、一応、議案書をお送りした後、・・・委員さんの方から、先ほどおっしゃいましたことについて、心配があるということでしたので、申請者の・・・さんの方に確認させていただいております、誓約書にも書いてあるとおり、施設については苦情は申しませんということでしたと、そう言うことですが、さきほど・・・委員さんが、おっしゃったよ

うに牛舎のほこりが来て、後でトラブルになるということを心配されていましてので、一応本人さんの方に確認して、牛舎の方と誓約書を結ぶことにするということを、先ほど確認しましたので、報告させていただきます

議長

ほかに、ご意見はありませんか

なぜ、心配するかと言いますと、私とか・・・委員さんも同じ畜産業ですけども、その堆肥舎が完璧にレンジで急激にぬくめたみたいないな感じで、そのほこりが、小さいのが飛ぶんですもんね、野菜にもくつつくと、下の人も心配されていたので、その問題が後で太陽光に、くつついて、落ちないときは苦情が出たときに、困るなど心配していたんです。始まる前に地元の委員で心配していたんです。事務局の説明で両方で協定書を作ると言うことでいいですかね。

(「異議なし」という発声)

皆さんにおはかりします、両方で協議して協定書ができれば原案どおり、いいですか。

(「異議なし」という発声)

議長

第5号議案の2番について、ほかに、ご意見等はありませんか、両方で協定書を作ると言うことで。

(「異議なし」という発声)

議長

ご意見等ありませんので、2番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請の2番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請の3番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

3番の賃貸人は・・・の・・・さん他1名、賃借人は大村市の有限会社・・・代表取締役・・・さんです。

申請地3筆1,509平方メートルを借り受け、太陽光発電施設(860.08平方メートル、49.00Kwを2か所、16.33Kwを1か所)を設置したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種住居地域であることから、第3種農地と判断しております。被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査委員

第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請3番について、

申請地は・・・の一角にあり、北側は宅地、東側及び南側は道路、西側は宅地となっております。

雨水は自然流下するというので、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第5号議案の3番について、ご意見等はありませんか。

・・・番

2号と3号は、名前が同じで、3号の方は有限会社・・・代表取締役、これは、やはりこう言うふうな書き方をしなければいけないんですか、相手が、相手とゆうか、お互いが同じじゃないんですか、場所は違ったとしても、こういった提案のしかたをしなければいけないんですか。あの、2号は・・・・さんとゆう名前、下は有限会社 代表取締役・・・・さんとゆう形で申請がされていますよね。そうゆう形でしなければいけないんですか。それから、この方たちはどうゆう関係ですか。

議長

親子です。

事務局

申請自体が2番につきましては個人さんでの賃借です、3番については有限会社の賃借ですので、申請者があくまでも別と言うことで別々の、代表者の方と個人さんは同じ方ではあるんですが、借りられる方の名前が会社名と個人名と言うことですので、別々ですので書き方が違ってくる。

・・・番

申請どおりの提案ですと言うことですか

事務局

はい。

・・・番

親子と言うことですか。

事務局

親子と聞いております

議長

第5号議案の3番について、ほかに、ご意見等がありませんか

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、3番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請の3番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請の4番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

4番の使用貸人は・・・の・・・さん、使用借人は・・・の・・・さんです。

申請地1筆974平方メートルを借り受け、太陽光発電施設(338.94平方メートル、49.98Kw)を設置したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種住居地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査委員

第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請4番について、

申請地は・・・の一角にあり、北側及び南側は宅地、東側は農地、西側は河川となっております。

雨水は自然流下するというので、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありました。第5号議案の4番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、4番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請の4番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請の5番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

5番の使用貸人は・・・の・・・さん、使用借人は株式会社・・・・・・代表取締役・・・・さんです

申請地3筆1, 477平方メートルに、太陽光発電施設(326.00平方メートルに、49.728kw)設置したいとの申請です。

申請地は、農業振興地域内の農用地外で・・・鉄道・・・駅から概ね300m以内にあることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査委員

第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請5番について、

申請地は・・・の一角にあり、北側は道路、東側は使用貸人の宅地、南側は河川、西側は農

地となっております。

雨水は自然流下するというので、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第5号議案の5番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、5番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請の5番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請の6番を上程します。

本件については、農業委員会等に関する法律第24条の規定により、^{じよせき}除斥の必要がありますので、・・・番・・・・・・委員の退場を求めます。

(・・・・・・委員 退場)

事務局の説明を求めます。

事務局

6番の^{ゆずりわたしにん}譲渡人は・・・・の・・・・さん、^{ゆずりうけにん}譲受人は有限会社・・・・・・ 代表取締役・・・・・・さんです

申請地1筆1, 112平方メートルに、太陽光発電施設(309.51平方メートルに、42.24kw)設置したいとの申請です。

申請地は、農業振興地域内の農用地外で農地の集団性が10%未満であることから、第2種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・番

第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請6番について、
申請地は・・・の一角にあり、北側は道路を挟んで宅地、東側は平成25年10月農地法第5条の許可済みの雑種地、南側は農地、西側は宅地となっております。
雨水は側溝を経由して水路へ放流となっており、問題なしと見て参りました。
ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第5号議案の6番について、ご意見等はありませんか。
（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、6番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。
（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請の6番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

・・・番 ……委員 の入場を求めます。

（…………委員 入場）

…………委員に関する案件は承認することに決定しましたので報告します。

次に、第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請の8番を上程します。

本件については、農業委員会等に関する法律第24条の規定により、^{じよせき}除斥の必要がありますので、・・・番 ……委員の退場を求めます。

（…………委員 退場）

事務局の説明を求めます。

事務局

^{ゆずりわたしにん}8番の譲渡人は・・・の…………さん、^{ゆずりうけにん}譲受人は…………さんです

申請地3筆601.18平方メートルに、太陽光発電施設（217.46平方メートルに、4

0. 32kw) 設置したいとの申請です。

申請地は、農業振興地域内の農用地外で農地の集団性が10%未満であることから、第2種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査委員

第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請8番について、

申請地は・・・の一角にあり、北側は水路を挟んで宅地及び農地、東側は水路を挟んで農地、南側は譲受人の宅地、西側は農地となっております。

雨水は自然流下するというので、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第5号議案の8番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、8番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請の8番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

・・・番 ……委員 の入場を求めます。

(……委員 入場)

……委員に関する案件は承認することに決定しましたので報告します。

次に、第6号議案 非農地証明願の1番について上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

申し出人は、……の……さんです。

申出地402平方メートルは、都市計画区域内の第一種住居地域で、平成2年月日不詳頃より

宅地として使用しているとのことですが。
ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査委員

第6号議案 非農地証明願の1番について、申請地は・・の一角にあり、北側は申請者の宅地、東側は農地、南側は里道、水路を挟んで宅地、西側は道路となっております。

20年以上住宅用地として使用されているので、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第6号議案の1番について、ご意見等はありませんか。
（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、1番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。
（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第6号議案の1番は非農地証明書を交付することに決定します。
次に、第6号議案 非農地証明願の2番について上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局

申し出人は、・・・・・・の・・・・・・さんです。

申出地121平方メートルは、農業振興地域内の農用地外で、平成3年月日不詳頃より山林となっているとのことですが。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査委員

第6号議案 非農地証明願の2番について、申請地は・・の一角にあり、北側及び東側は山林、南側は河川を挟んで農地、西側は農地となっております。

現状を見ると大きい木が生い茂っており、20年以上農地として利用されていないので、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありました。第6号議案の2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、2番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第6号議案の2番は非農地証明書を交付することに決定します。

次に、第7号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第7号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について説明します。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画(案)の承認を得ようとするものであります。

議案集、8ページから 14ページに記載のとおりで

耕作権の新規設定	20件	54筆	48,359.26㎡
----------	-----	-----	------------

耕作権の再設定	33件	116筆	99,010.30㎡
---------	-----	------	------------

合計	53件	170筆	147,369.56㎡
----	-----	------	-------------

です。

次に、農業経営基盤強化促進法による所有権移転については、15ページに記載のとおりで、1件 1筆 598㎡です。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、農用地利用集積計画(案)を承認することに決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議がないようですので、第7号議案は承認することに決定します。

議長

次に、報告事項です。事務局の説明を求めます。

事務局

議案集16ページをご覧ください。

報告第1号、農地法第18条の合意解約通知書については、
3件 5筆 5,654㎡の届けがありました。

報告第2号、使用貸借解約通知書については、

3件 19筆 20,345㎡の届けがありました。

報告第3号、農地法第5条の規定による許可申請の取下申立書について、・・・の有限会社・・・取締役・・・さんが、・・・の農地を借り受け、太陽光発電施設として利用したいとのことで、第30回島原市農業委員会総会において審査し許可相当と決定していただき、県に進達するように進めておりました。

ところが、・・・さんから、太陽光発電パネルの入荷等の計画が遅れると判断され、再度検討した結果、申請を取り下げたいとのことで、取下申立書が12月2日に提出されましたので、報告いたします。

議長

ただいまの報告に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

これで、第31回島原市農業委員会総会を閉会します。

午後4時52分